

愛知県情報共有運用ガイドラインについて

名古屋港管理組合（試行期間中）の取扱事項（令和6年4月）

1 取扱事項の位置付け

本注意事項は、名古屋港管理組合が発注する建設工事の情報共有システム（以下、システム）の利用にあたり、「愛知県情報共有運用ガイドライン」（以下、県ガイドライン）を準ずるにあたって、読み替え事項および適用について定めるものである。

2 読み替え事項

県ガイドラインのうち「建設局、都市・交通局および建築局」、「監督員」、「専任監督員」、「主任監督員」と記載されているものについては、「名古屋港管理組合」、「監督職員」、「現場監督員」、「主任現場監督員」と読み替える。

3 対象工事について（県ガイドライン P4）

システムを利用する工事は当面の間、次のとおりとする

令和5年度情報共有システム（ASP）試行工事（契約図書等で指定された工事）

※受注者より希望があった場合は対象工事とすることができる。

※やむを得ない事情がある場合は、契約後の事前協議において監督員と協議し対象外とすることができる。

具体例)

ア 山間・海上等、現場の通信回線が確保できずシステムの利用が困難な場合

イ 災害復旧など緊急対応が必要な場合や、工期が著しく短い場合（概ね1ヶ月程度を目安とするが施工内容等により個別に判断してよい）など、システムの利用申込手続きや通信回線等の準備に見合った生産性向上が期待できない場合

ウ 施工場所や受注者及び発注者所在地の位置関係等により、明らかに生産性向上が期待できない場合

4 システム利用の流れについて（県ガイドライン P10）

契約後に工事情報を愛知都市整備協会（以下、協会）へ送付する。

工事と監督員の工事情報（様式1、様式2）を協会へ送付すると翌日以降に受注者へ「案件登録のお知らせ」の案内が届く。案内を受け取った受注者は技術者情報等を入力して協会へ利用申し込みをするとその翌日以降システムが利用できることとなる。なお、システムは規約（別紙1）に遵守して利用すること。

5 契約図書における明示（県ガイドライン P6）

(1) 対象工事として契約図書で指定（発注者指定）する場合

【記載例】

（情報共有システムの試行利用）

第〇〇条 本工事は情報共有システム利用の試行対象工事とする。

2 本工事で利用するシステムは次のとおりとする。

(1) システム名：あいち建設情報共有システム ([URL:http://www.aichi.-toshi.or.jp/ak.js-ps](http://www.aichi.-toshi.or.jp/ak.js-ps))

(2) 運営者：公益財団法人愛知県都市整備協会（問合せ先：052-756-0032）

3 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき利用すること。

4 土木工事標準仕様書における「書面」について、情報共有システムを用いて報告等を行ったものについては、署名又は押印がなくても有効とする。

(2) 周知のための明示

【記載例】

（情報共有システムの試行利用）

第〇〇条 本工事は情報共有システム利用について受注者より希望がある場合は、監督職員との協議により利用することが出来る。

2 本工事で利用するシステムは次のとおりとする。

(1) システム名：あいち建設情報共有システム ([URL:http://www.aichi.-toshi.or.jp/ak.js-ps](http://www.aichi.-toshi.or.jp/ak.js-ps))

(2) 運営者：公益財団法人愛知県都市整備協会（問合せ先：052-756-0032）

3 情報共有システムは「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づき利用すること。

6 事前協議について（県ガイドライン P7）

(1) 工事契約の締結後、システムの利用申込までに、「電子納品及び情報共有 協議チェックシート」（様式3）の記載項目に基づき、受発注者間で協議及び確認を行う。

(2) システムで使用できる帳票様式は、次のとおりとする。

県様式（土木）	工事打合簿 段階確認報告書 施工状況把握報告書 材料確認報告書
県様式（営繕）	工事打合簿

※○：必須入力項目

事項	入力欄	説明	確認結果	区分01	区分02	区分03	区分04
案件情報							
連携区分	01	01:新規登録 02:工期・金額変更 03:担当職員変更 04:契約取消		○	○	○	○
発注年度	2023	西暦4桁		○	○	○	○
発注事務所名	名古屋港管理組合	発注機関名 全角40桁		○	○	○	○
発注課係名	工事課	全角30桁		○	○	○	○
発注事務所コード	7100	発注機関 半角英数4桁		○	○	○	○
発注課係コード	11	半角英数2桁		○	○	○	○
事業略称	事業無し	「事業無し」固定		○	○	○	○
事業コード	0	「0」固定		○	○	○	○
案件名称	〇〇埠頭護岸築造工事	全角80桁		○	○	○	○
案件番号	NPA-【積算番号11桁】	半角15桁		○	○	○	○
工期開始日	20230420			○	○		
工期終了日	20231215			○	○		
請負金額	88888888	半角英数12桁 税込み カンマ不要		○	○		
工事委託区分	1	1:工事 2:委託		○			
契約種別	0	0:本庁 1:出先機関		○			
路河川コード		(任意) 半角英数6桁					
路河川名		(任意) 全角40桁					
工事場所		(任意) 全角40桁					
案件概要		(任意) 全角500桁					
発注日	20230419			○			
担当職員情報							
職員職位コード	01	当初担当者 後任担当者 全員記録					
職員名	△△△△	専任監督員:01 主任監督員:02 総括監督員:03		○		○	
職員番号	NPA11111	半角英数11桁		○		○	
任期開始日	20230420			○		○	
任期終了日		連携区分が03:担当職員変更で前任者の場合は必須				△前任者	
職員職位コード	02	専任監督員:01 主任監督員:02 総括監督員:03		○		○	
職員名	□□□□	半角英数11桁		○		○	
職員番号	NPA22222			○		○	
任期開始日	20230420			○		○	
任期終了日		連携区分が03:担当職員変更で前任者の場合は必須				△前任者	
職員職位コード	03	専任監督員:01 主任監督員:02 総括監督員:03		○		○	
職員名	☆☆☆☆	半角英数11桁		○		○	
職員番号	NPA33333			○		○	
任期開始日	20230420			○		○	
任期終了日		連携区分が03:担当職員変更で前任者の場合は必須				△前任者	
請負会社情報							
請求先情報							
請求先郵便番号	888-8888			○			
請求先住所1	名古屋市〇〇区〇〇町〇丁目	全角47桁		○			
請求先住所2		(任意) 全角47桁 <請求先住所1>の48桁以降					
請求先企業名称	〇〇建設	全角50桁 会社種別は省略記載しない (株) ⇒ 株式会社		○			
請求先企業名称カナ	マルマルケンセツ	(任意) 全角60桁					
請求先部門名	営業部	全角40桁 未入力時: 全角スペース必須		○			
請求先担当者名	〇〇〇〇	全角30桁		○			
請求先メールアドレス	***@***.co.jp	半角100桁		○			
請求先電話番号	888-888-8888	半角15桁		○			

名古屋港管理組合 電子納品及び情報共有 協議チェックシート【工事】

協議実施日 令和 年 月 日

		工事名	積算番号
協議事項		発注者	受注者
1	事務所名・会社名		
	担当者の氏名		
	担当者のメールアドレス	@	@
2	発注図面等の提供		
	データ形式	<input type="checkbox"/> SXF(sfc)形式 <input type="checkbox"/> DWG形式 <input type="checkbox"/> JWW形式 <input type="checkbox"/> PDF形式 <input type="checkbox"/> 紙 <input type="checkbox"/> その他()	
	CAD製図基準等 準拠	<input type="checkbox"/> 準拠 <input type="checkbox"/> 非準拠 <input type="checkbox"/> その他()	
3	提供方法	<input type="checkbox"/> 情報共有システム <input type="checkbox"/> 電子メール <input type="checkbox"/> 電子媒体(<input type="checkbox"/> CD-R <input type="checkbox"/> DVD-R <input type="checkbox"/> その他())	
	電子納品の適用範囲	<input type="checkbox"/> 愛知県電子納品運用ガイドライン(年 月)	
	工事種類等	<input type="checkbox"/> 一般土木 <input type="checkbox"/> 電気通信設備 <input type="checkbox"/> 機械設備 <input type="checkbox"/> 建築(営繕) <input type="checkbox"/> その他()	
4	電子納品対象に追加するもの	表-4に基づく	
	電子納品対象から外すもの	()	
	作成書類のファイル形式等		
5	1) 工事打合簿	<input type="checkbox"/> PDF形式 <input type="checkbox"/> その他()	
	2) 施工計画書	<input type="checkbox"/> PDF形式 <input type="checkbox"/> 紙(印刷物 1部)	
	3) 出来形図及び完成図	<input type="checkbox"/> SXF(sfc)形式 <input type="checkbox"/> SXF(sfz)形式 <input type="checkbox"/> DWG形式 <input type="checkbox"/> PDF形式 <input type="checkbox"/> その他()	
	CAD製図基準等	<input type="checkbox"/> 国土交通省CAD製図基準(案)(年 月版) <input type="checkbox"/> その他(年 月版)	
	4) 工事写真	JPEG形式とする	
	デジタルカメラ有効画素数	100万画素程度に設定(画素)	
6	電子納品の方法	<input type="checkbox"/> あいち建設情報共有システムを利用 <input type="checkbox"/> 電子媒体(部、媒体形式は下記のとおり)	
	(電子媒体の形成)	<input type="checkbox"/> CD-RでフォーマットJoliet <input type="checkbox"/> DVD-RでフォーマットUDF <input type="checkbox"/> その他	
	紙納品の提出部数	<input type="checkbox"/> 電子納品対象以外のもの:1部 <input type="checkbox"/> 施工計画書:1部(紙提出を省略する部分:)	
7	検査時の対応		
	電子データによる検査	<input type="checkbox"/> 写真 <input type="checkbox"/> 図面 <input type="checkbox"/> 打合簿 <input type="checkbox"/> その他()	
	使用機器の準備(パソコン)	<input type="checkbox"/> プリンタ <input type="checkbox"/> 検査用モニター	<input type="checkbox"/> パソコン(電子成果物を保存したもの)
8	情報共有システムの利用	<input type="checkbox"/> あいち建設情報共有システムを利用する	
	利用する帳票	<input type="checkbox"/> 利用しない 理由: <input type="checkbox"/> 電子納品対象外 <input type="checkbox"/> その他()	
	機能利用の有無	<input type="checkbox"/> 県様式 <input type="checkbox"/> その他	
9	打合せ添付ファイルの最大値	<input type="checkbox"/> 共有書類 <input type="checkbox"/> スケジュール <input type="checkbox"/> 連絡 <input type="checkbox"/> 電子会議室 <input type="checkbox"/> 電子掲示板 <input type="checkbox"/> その他()	
	インターネット電子メールの利用	<input type="checkbox"/> インターネット電子メールを利用する	
	メール送信可能な最大容量	<input type="checkbox"/> 50.0MBまで	<input type="checkbox"/> ()MBまで
10	着信確認の方法	<input type="checkbox"/> 10.0Mまで	
	件名の取決め	<input type="checkbox"/> 受信した旨をメールで返信	
	情報交換・共有のファイル形式	<input type="checkbox"/> 件名は簡潔にし、宛名をカッコ書き内に記入 <input type="checkbox"/> その他()	
11	ワープロ	電子納品要領に定められたファイル形式のほか、本工事の情報交換・共有に利用するファイル形式	
	表計算	<input type="checkbox"/> Word <input type="checkbox"/> その他()	
	CAD	<input type="checkbox"/> Excel <input type="checkbox"/> その他()	
12	3Dデータ	<input type="checkbox"/> DWG <input type="checkbox"/> SXF(sfc) <input type="checkbox"/> SXF(sfz) <input type="checkbox"/> その他()	
	地盤情報の外部公開の可否	<input type="checkbox"/> LandXML <input type="checkbox"/> IFC <input type="checkbox"/> その他()	
	ボーリング交換用データ	<input type="checkbox"/> ボーリング等の地質調査を実施する(実施しない場合は公開・非公開のチェック、備考の記入は不要)	
13	土質試験結果一覧表データ	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
	備考※	<input type="checkbox"/> 公開 <input type="checkbox"/> 非公開	
	コンピュータウイルス対策	使用ソフトウェア名: バージョン:	
14	定義ファイルの更新頻度	<input type="checkbox"/> 自動(オンライン) <input type="checkbox"/> 手動()日に1度 <input type="checkbox"/> 随時	
	電子納品チェックシステム	<input type="checkbox"/> 国土交通省版(Ver.) <input type="checkbox"/> その他()	
	データのバックアップ方法(媒体)	<input type="checkbox"/> CD-R/W <input type="checkbox"/> DVD-R/W <input type="checkbox"/> BD-R/W <input type="checkbox"/> 外付HDD <input type="checkbox"/> その他()	
15	バックアップの頻度	<input type="checkbox"/> 1回/日 <input type="checkbox"/> 1回/2日 <input type="checkbox"/> その他()	
	備考		

※ 非公開の場合は、その理由を記入する。また、ボーリングごとに公開、非公開が異なる場合、適宜記入欄の加除を行い利用する。

発注者向け「あいち建設情報共有システム」提供サービス利用規約

令和4年2月14日施行

第1章 総則

第1条（目的）

公益財団法人愛知県都市整備協会（以下「当協会」といいます。）は、発注者向け「あいち建設情報共有システム」提供サービス利用規約（以下「この規約」といいます。）に定める条件に従い、利用団体に対し、あいち建設情報共有システムをA S P（Application Service Provider）サービスとして提供します。

第2条（この規約の範囲）

この規約は、利用団体と当協会との間の本サービスに関する一切の關係に適用されます。利用団体は、この規約を確認し、同意したものとし、この規約に則って本サービスを利用するものとします。

第3条（用語の定義）

この規約において次の各号の用語は、それぞれ次の意味で使用します。

- (1) 本サービスとは、当協会が利用団体の事業を対象として、インターネットを介して工事契約者に、第13条で規定する内容をあいち建設情報共有システムにて提供することをいいます。
- (2) 工事契約者とは、工事案件を受託すると共に、第12条に基づき、当協会との間で利用契約の締結を行い、本サービスを受ける者をいいます。
- (3) 工事案件とは、利用団体と工事契約者が契約を締結することによって工事契約者が受託する工事をいいます。
- (4) 利用窓口とは、利用団体において当協会との連絡を行う職員を言い、事前に当協会に対して登録する者としてします。
- (5) 対象工事関係者とは、工事契約者の取引先であって、あいち建設情報共有システム提供サービス利用規約（以下「工事契約者向け利用規約」といいます。）に基づき、本サービスを受ける者をいいます。
- (6) 利用者とは、利用団体職員、工事契約者及び対象工事関係者をいいます。
- (7) 利用契約とは、当協会と工事契約者との間に締結される本サービスの提供に関する契約をいいます。利用契約は、工事案件ごとに一つ必要になります。

- (8) 利用契約等とは、利用契約と工事契約者向け利用規約をいいます。
- (9) 利用者設備とは、本サービスを受けるために利用者が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器又はソフトウェア、及び利用者が本サービスにアクセスするために電気通信事業者より借り受ける電気通信回線をいいます。
- (10) 本サービス用設備とは、本サービスを提供するために当協会又は第14条に規定する委託先が設置するコンピュータ、電気通信設備その他の機器又はソフトウェアをいいます。
- (11) 利用団体職員ユーザIDとは、利用団体職員とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいいます。
- (12) パスワードとは、利用団体職員ユーザIDと組み合わせて、利用団体職員とその他の者を識別するために用いられる英字・数字等による符号をいいます。

第4条（通知）

当協会から利用者への通知は、通知内容を電子メール、書面又は当協会所定のホームページに掲載するなど、当協会が適当と判断する方法により行います。

2 前項の規定に基づき、当協会から利用者への通知を電子メールの送信又は当協会所定のホームページへの掲載の方法により行う場合には、利用者に対する当該通知は、それぞれ電子メールの送信又はホームページへの掲載がなされた時点から効力を生じるものとします。

第5条（規約の変更）

当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、利用団体の承諾を得ることなく、この規約を変更することがあります。この場合、本サービスの提供条件は変更後の規約によります。

- (1) この規約の変更が、利用団体の一般の利益に適合するとき。
- (2) この規約の変更が、利用契約をした目的に反せず、かつ、変更の必要性、変更後の内容の相当性及びその変更内容その他の変更にかかる事情に照らして合理的なものであるとき。

2 当協会は、第1項によるこの規約の変更をするときは、その効力発生日の7日前までにこの規約を変更する旨及び変更後の規約の内容並びにその効力発生日を第4条に基づき通知するものとします。

3 利用団体は、本条に基づくこの規約の変更に不服があるときには、第2項に定める効力発生日までに、当協会に対して異議を通知することができるものとします。

第6条（利用窓口）

本サービスの利用に関する当協会との連絡・確認等は、原則として利用窓口を通じて行うものとする。

- 2 利用窓口は、本サービスを利用開始するにあたり、当協会が指定する「案件情報登録票」及び「発注者情報登録票」を当協会に送付するものとします。
- 3 利用窓口は、「案件情報登録票」に変更が生じた場合、速やかに、「案件情報変更登録票」を当協会に送付するものとします。

第7条（権利の譲渡）

利用団体は、この規約の権利及び義務の全部又は一部を、事前に当協会の承諾を得ることなく、第三者に譲渡、貸与、質入れ等の行為をすることができません。

第8条（専属的合意管轄裁判所）

利用団体と当協会との間に訴訟の必要が生じたときは、名古屋地方裁判所をもって第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

第9条（準拠法）

この規約および覚書の成立、効力、履行及び解釈に関する準拠法は、日本法とします。

第10条（協議等）

この規約にない事項及び規定された項目について疑義が生じた場合は両者誠意を持って協議の上解決することとします。なお、この規約及び利用契約等の何れかの部分が無効である場合でも、この規約及び利用契約等全体の有効性には影響がないものとし、かかる無効の部分については、当該部分の趣旨に最も近い有効な規定を無効な部分と置き換えるものとします。

第2章 利用契約

第11条（利用契約の申込）

本サービスの利用の申込は、第6条第2項により利用団体が当協会に送付する案件情報登録票に基づき、当協会が工事契約者に発行する「あいち建設情報共有システム提供サービス利用申込書」により工事契約者が行うものとします。なお、当協会は、工事契約者に対して、申込時に、

本人確認のための資料の提出を要求する場合があります。

第12条（利用契約の成立）

当協会が本サービスの利用の申込を承諾した場合は、「利用開始通知書（利用確定書）」を工事契約者に通知します。利用契約は、当協会が「利用開始通知書（利用確定書）」を工事契約者に通知した日に契約が成立するものとします。なお、「あいち建設情報共有システム提供サービス利用申込書」及び「利用開始通知書（利用確定書）」への双方の署名／押印を省略しても、契約は有効とします。工事契約者は、「利用開始通知書（利用確定書）」に記載したシステム利用期間の間、利用契約に基づき、本サービスを利用することができます。なお、システム利用期間の最初の日をシステム利用開始日とし、最終日をシステム利用終了日とします。

第3章 本サービスの内容等

第13条（本サービスの内容）

当協会が利用契約等で提供するあいち建設情報共有システム提供サービスは、本システムに適用される国土交通省が公開する最新の「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件」の必須機能(条件付き必須機能は一部対応)、「工事施工中における受発注者間の情報共有システム機能要件 営繕工事」の必須要件に準拠する機能とします。

2 本サービスの提供時間及び付帯するヘルプデスクサービスの提供時間帯は、当協会所定のホームページに掲示します。

3 準拠する機能要件の変更等、本サービス内容の変更は、当協会の判断において実施します。
なお、変更にあたっては、第4条に基づき利用団体職員に対し通知します。

第14条（本サービスの提供に関する業務の委託）

当協会は、本サービスの提供に関して必要となる業務の全部又は一部を当協会の判断にて第三者に委託することができるものとします。この場合、当協会は、当該委託先に対し、当協会と同等の義務を負わせることにより、第31条に規定する秘密情報及び個人情報の取扱いをさせることができるものとします。

第15条（利用団体職員ユーザIDの通知）

当協会は、システム利用開始日までに利用団体職員に対しユーザIDを第4条に基づき通知するものとし、利用団体職員は、パスワードを自己で設定するものとします。

- 2 利用団体職員は、第27条の規定に従い、ユーザID及びパスワードを適切に管理するものとします。

第4章 サービス提供の停止

第16条（本サービス提供の停止）

当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合は、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 第29条各号のいずれかに該当すると当協会が判断したとき
- (2) 前号に掲げる事項のほか、利用契約等の規定に違反する行為で、当協会の業務の遂行又は本サービス用設備に支障を及ぼし、若しくは支障を及ぼすおそれのある行為をしたとき
- (3) 利用者設備が、他の利用者に対し、サービス運用上支障を及ぼすおそれがある場合

2 当協会は、次の各号のいずれかに該当する場合には、本サービスの提供を停止することがあります。

- (1) 天災地変などの不可抗力、第三者の加害行為（サイバーテロなど）により本サービスの提供が不能となったとき
- (2) 本サービス用設備のバージョンアップ、保守、工事又はその他やむを得ない事由があるとき
- (3) 本サービスを提供するための通信回線の役務を提供する電気通信事業者が、当該通信回線に係る電気通信事業を停止したとき
- (4) その他本サービスの運用上又は技術上の相当な理由がある場合

3 当協会は、前2項の規定により本サービスの提供を停止しようとするときは、あらかじめその理由、実施期日及び実施期間を利用者に第4条に基づき通知するものとします。ただし、第2項第1号の場合その他緊急でやむを得ない場合は、この限りではありません。

第5章 利用契約の解除

第17条（当協会による利用契約の解除）

当協会は、第16条第1項の規定により本サービスの利用を停止された利用契約について、提供の停止期間中に、その事由を解消しない場合には、その利用契約を解除することができます。

2 当協会は、第16条第1項の各号のいずれかに該当する利用契約について、その事由が当協

会の業務の遂行上著しく支障があると認めるときは、その利用契約を解除することができます。

- 3 当協会は、工事契約者が、本サービスの利用料金について、支払い期日を2ヶ月間経過してもなお支払わないときは、その利用契約を解除することができます。
- 4 当協会は、前3項の規定により利用契約を解除しようとするときは、あらかじめその旨を第4条に基づき工事契約者に通知します。
- 5 当協会は、工事契約者が次のいずれかの事項に該当した場合には、何らの催告なしにその利用契約を解除することができます。
 - (1) 利用契約等の規定に違反したとき
 - (2) 手形又は小切手の不渡りが発生したとき
 - (3) 差押、仮差押、仮処分その他の強制執行又は滞納処分の申し立てを受けたとき
 - (4) 破産、民事再生手続、会社更生又は特別清算の申し立てがされたとき
 - (5) 前4号のほか、契約者の信用状態に重大な変化が生じたとき
 - (6) 解散又は営業停止となったとき
 - (7) その他財務状態の悪化又はそのおそれが認められる相当の事由が生じたとき

第18条（サービスの廃止）

当協会は、やむを得ない事由により、本サービスを廃止することがあります。この場合、当協会は、当該廃止日をもって利用契約を解除することができるものとします。また、この場合には、廃止の6ヶ月前までに第4条に基づきその旨を利用者に通知するものとします。

第19条（利用契約終了後の処理）

当協会は、利用契約が終了した場合は、理由の如何を問わず、本サービスを經由し利用者から受信したデータが格納されている管理領域を消去するものとします。

第6章 利用料金

第20条（利用料金）

利用料金は、工事契約後に当協会から工事契約者へ発行する第11条の「あいち建設情報共有システム提供サービス利用申込書」にその額を掲載するとともに、第12条の「利用開始通知書（利用確定書）」において定めるものとし、当協会は第12条の規定による契約の成立をもって、利用料金を工事契約者に対し、当協会所定の方法により請求するものとします。

第21条（利用料金の支払義務）

工事契約者は、利用料金を一括して支払う義務を負います。

第22条（支払方法）

工事契約者は、当協会が発行する請求書に基づく口座振込により、利用料金を当協会に支払うものとします。なお、当該口座振込に係る費用は、工事契約者の負担とします。

なお、当協会は工事契約者に対し、領収書類の発行を行わないものとし、銀行（金融機関）が発行する口座振込みの振込み明細書をもって領収書類の発行に代えるものとします。

第23条（遅延損害金）

工事契約者は、利用料金の支払いを遅延した場合は、遅延期間につき年率14.6%の遅延損害金を当協会に支払わなければなりません。

第7章 利用者の義務等

第24条（管理領域の制限）

当協会は、本サービス用設備内に、利用契約を単位として合計1GBの管理領域を確保します。利用者が当該値を超えて本サービスを利用した場合、当協会は、本サービスの全部又は一部の利用を予告なく停止させることがあります。

第25条（工事契約者利用窓口）

工事契約者は、本サービスの利用に関する工事契約者利用窓口をあらかじめ定めた上、第11条の「あいち建設情報共有システム提供サービス利用申込書」に記載して当協会へ通知するものとし、本サービスの利用に関する当協会との連絡・確認等は、原則として工事契約者利用窓口を通じて行うものとします。

2 工事契約者は、前項の「あいち建設情報共有システム提供サービス利用申込書」に記載した工事契約者利用窓口に変更が生じた場合、当協会に対し、速やかに通知するものとします。

第26条（本サービス利用のための利用者設備の設定・維持）

利用者は、自己の費用と責任において、当協会が定める条件にて利用者設備を設定し、維持するものとします。

- 2 利用者は、本サービスを利用するにあたり自己の責任と費用をもって、電気通信事業者等の電気通信サービスを利用して利用者設備をインターネットに接続するものとします。
- 3 利用者設備、前項に定めるインターネット接続並びに本サービス利用のための環境に不具合がある場合、当協会は利用者に対して本サービスの提供の義務を負わないものとします。
- 4 当協会は、当協会が本サービスに関して保守、運用上又は技術上必要であると判断した場合、利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等について、監視、分析、調査等必要な行為を行うことができるものとします。

第27条（利用者のユーザID及びパスワードの管理）

利用者は、当協会から通知されるユーザID及び自らが設定するパスワード（以下「ユーザID等」といいます。）を第三者に対して開示、貸与せず、第三者と共有せず、パスワードの適宜変更その他の方法でそれらの情報が第三者に漏えいすることのないよう厳重に管理し、適切に使用するものとします。

- 2 ユーザID等の管理及び使用は利用者の責任とし、ユーザID等の管理の不備、使用上の過誤、第三者による不正使用等については、当協会は一切その責を負わないものとします。
- 3 利用者は、ユーザID等の盗難又は不正使用の事実を知った場合、その旨を直ちに当協会に連絡するものとし、当協会から指示があるときはその指示に従うものとします。
- 4 利用者からのユーザID等の問合せに対しては、当協会は、本人確認等のため、当協会所定の方法で回答するものとします。
- 5 本サービスのセキュリティ向上のため、当協会がユーザID等以外の技術的手段を採用した場合、当該手段にも本条の規定が適用されるものとします。

第28条（バックアップ）

利用者は、利用者が本サービスにおいて提供、伝送するデータ等については、自らの責任で同一のデータ等をバックアップとして保存しておくものとし、当協会はかかるデータ等の保存、バックアップ等に関して、一切責任を負わないものとします。

第29条（利用者の禁止事項）

利用者は、本サービスの利用にあたり、以下の行為をしてはならないものとします。

- (1) 本サービス及びその関連資料を本サービスの利用の目的以外に使用する行為
- (2) 第三者に対する再使用許諾、権利移転、譲渡、担保に供する行為
- (3) 当協会又は第三者の著作権、商標権その他の知的財産権を侵害する行為又はそのおそれの

ある行為

- (4) 本サービスを改ざん、リバースエンジニアリング等する行為
 - (5) 当協会又は第三者を誹謗し、中傷し又は名誉を傷つけるような行為
 - (6) 有害なコンピュータプログラム等を送信し、又は書き込む行為
 - (7) 当協会又は第三者の財産、プライバシーを侵害し又は侵害するおそれのある行為
 - (8) 利用契約等の規定に反する行為
 - (9) その他法令に違反し若しくは違反するおそれのある行為又は当協会が不適切と判断する行為
- 2 当協会は、前項各号に定める利用者の行為に対して違法又は有害な情報の発信を中止するよう要求できるものとし、利用者がこれに応じない場合には、本サービスの利用を停止することができるものとし、ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により他者の権利侵害が現実には発生していること又はその蓋然性が大きいことその他の当協会が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、当協会は事前の要求を行うことなく一時的に利用停止の措置を講じることができるものとし、
 - 3 当協会は、前項の場合、利用者と事前に協議した上で違法・有害な情報の全部又は一部を削除することができるものとし、ただし、違法性又は有害性が高く、かつ、当該情報の流通により第三者の権利侵害が現実には発生していること又はその蓋然性が大きいこと、その他の当協会が緊急に対応すべきと判断する相当の理由がある場合においては、当協会は事前の協議を行うことなく当該情報の削除を行うことができるものとし、
 - 4 前2項の場合、利用者に損害が発生しても当協会は何らの責任も負担しないものとし、

第8章 当協会の義務等

第30条（本サービス用設備の障害等）

当協会は、本サービスに関する障害を適切に処理、解決できる体制を整え、本サービス用設備について障害があることを知ったときは、利用団体及び工事契約者の利用窓口はその旨の通知を行います。

- 2 当協会は、本サービス用設備に障害があることを知ったときは、遅滞なく本サービス用設備の修理又は復旧を行います。
- 3 上記のほか、不正アクセス等により、情報漏洩、データ破壊、システム停止等があり、本サービスに不具合が発生したときは、利用者及び当協会はそれぞれ遅滞なく相手方に通知をし、

適正な処置を行うものとします。

第9章 秘密保持及び個人情報保護

第31条（秘密保持及び個人情報保護）

当協会は、本サービスに関わり取得する利用者の個人情報について、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）の規定、及びその他の関連法令を遵守し適切に保護します。

2 利用者及び当協会は、本サービス遂行のため相手方より提供を受けた技術上又は営業上その他業務上の情報のうち、相手方が特に秘密である旨をあらかじめ書面で指定した情報で、提供の際に秘密情報の範囲を特定し、秘密情報である旨の表示を明記した情報（以下「秘密情報」といいます。）を第三者に開示又は漏洩しないものとします。ただし、相手方からあらかじめ書面による承諾を受けた場合及び次の各号のいずれかに該当する情報については、この限りではありません。

- (1) 秘密保持義務を負うことなく既に保有している情報
- (2) 秘密保持義務を負うことなく第三者から正当に入手した情報
- (3) 相手方から提供を受けた情報によらず、独自に開発した情報
- (4) 利用契約等に違反することなく、かつ、受領の前後を問わず公知となった情報

3 利用者が本サービスを使用する場合は、当協会から提供を受けた個人情報を本サービスの利用目的以外に利用してはならず、かつ第三者に開示又は漏洩してはならないものとします。

第10章 損害賠償等

第32条（損害賠償）

当協会は、本サービスを提供すべき場合において、当協会の責めに帰すべき事由により、その利用が全くできない状態が生じたときは、工事契約者の被った損害を賠償する責任を負うものとします。ただし、当協会が負う責任は、その原因が当協会の故意又は重過失に基づく場合を除き、支払われた利用料金相当額を限度とします。

2 前項の場合、当協会が工事契約者に対し賠償すべき損害には次の損害は含まれないものとします。

- (1) 逸失利益

- (2) 特別の事情によって生じた損害（予見の有無を問わない。）
- 3 第1項及び第2項に基づき当協会が工事契約者に対し賠償すべき具体的な金額については、別途工事契約者と当協会との間で協議の上取り決めるものとします。なお、本項は、第1項及び第2項に基づく当協会の損害賠償責任の制限を否定するために規定されたものと解釈してはならないものとします。
- 4 当協会は、本サービスの提供に関し、第1項に規定する場合を除き、利用者に発生した如何なる損害に対しても何ら責任を負わないものとします。
- 5 利用者がこの規約に違反し又は不正行為により当協会に対し損害を与えた場合は、当協会は利用者に対し、相応の損害賠償請求ができるものとします。
- 6 利用者が本サービスの利用により他の利用者その他第三者に対し損害を与えた場合、利用者は自己の費用と責任においてこれを解決するものとし、当協会に対しいかなる責任も負担させないものとします。

第33条（免責）

当協会は、以下の事由により利用者に発生した損害については、債務不履行責任、不法行為責任、その他法律上の請求原因の如何を問わず賠償の責任を負わないものとします。

- (1) 第16条に基づく本サービスの提供の停止
 - (2) 第17条に基づく利用契約の解除
 - (3) 第18条に基づく本サービスの廃止及び利用契約の解除
 - (4) 第29条第1項に利用者が違反したことに起因して発生した損害
 - (5) 利用者設備に起因して発生した障害
 - (6) 利用者が登録したデータの消失などにより発生した損害
 - (7) 不正アクセス、盗聴、なりすまし、サービス妨害攻撃、コンピュータウイルス・ボットなどの攻撃に対する、未知の脆弱性に起因して発生した損害
 - (8) 当協会が定める手順・セキュリティ手段などを利用者が遵守しないことに起因して発生した損害
 - (9) 刑事訴訟法第218条、犯罪捜査のための通信傍受に関する法律の定めに基づく強制的処分
その他裁判所の命令又は法令に基づく強制的な処分
- 2 当協会は、本サービスの利用に関する利用者のいかなる請求に対しても、その事由が発生した時から起算して90日を経過した後は、当該請求に応じないものとします。
- 3 当協会は、利用者が本サービスを利用することによって得た情報等の正確性、完全性及び有用性を保証いたしません。

第11章 その他

第34条（データの取り扱い）

利用者は、本サービス用設備上の自己の管理領域内でなされた一切の行為及びその結果について、当該行為を自己がしたか否かを問わず、一切の責任を負うものとします。

2 当協会は、利用者が管理領域に登録したデータについては何らの保証も行わず、その責任を負わないものとします。

3 利用者は、当該管理領域のデータに係わる紛争が生じた場合は自己の責任において解決するものとし、当協会に何らの損害を与えないこととします。

第35条（監査）

当協会は、本サービスの履行状況に関する本サービス用設備を収納する施設への利用団体職員及び工事契約者の立入監査には応じられません。

以上